広島湾域 不法係留船実態調査結果について

公共水面は、みんなが共有する財産です。 プレジャーボートは、所有者のみなさんが適正な場所に保管しましょう。

国土交通省太田川河川事務所と広島県では、河川を含む広島湾域におけるプレジャーボート隻数などについて平成22年9月から平成23年1月にかけて実態調査を行いました。

この実態調査は、平成8年度から定期的に行っており今回で4回目となります。

今回行った実態調査では、広島湾域におけるプレジャーボートの総隻数約3,500 隻に対し、約1,600隻が河川や海などの公共水面に不法に係留されていることが明らかとなりました。

参考資料に添付している「広島湾域プレジャーボート隻数(概数)推移グラフ」のとおり、不法係留船の数はプレジャーボート所有者のご理解とご協力により減少していますが、いまだに多数の船が不法に係留されている状況です。

不法係留されている船舶が洪水時に流出すると、橋梁にせき止められることにより水位が上昇し、堤防から水があふれるなどの被害を招いたり、沈没による油流出により河川や海の環境に被害を及ぼす原因となります。

国土交通省太田川河川事務所と広島県では、平成10年度より段階的に係留禁止区域 を指定しており、広島県では平成23年2月1日に岡ノ下川、御幸川、瀬野川、矢野川 を新たな係留禁止区域に指定しました。

プレジャーボートの適正な保管をお願いします。

同時資料提供先

広島市政記者クラブ 広島県政記者クラブ 合同庁舎記者クラブ 中国地方建設記者クラブ

問い合わせ先

中国地方整備局 太田川河川事務所(広島市中区八丁堀 3-20)

副所長 佐藤 秀樹(さとう ひでき)、計画課長 友沢 晋一(ともざわ しんいち) (担当)上席専門職 笠見 紀之 (かさみ のりゆき)

電話 082-222-9246 (ダイヤルイン)

広島県土木局土木整備部道路河川管理課(広島市中区基町10-52)

(担当) 主任主査 信政 幸伸 (のぶまさ ゆきのぶ)

電 話 082-513-3923 (ダイヤルイン)

広島県土木局空港港湾部港湾振興課(広島市中区基町10-52)

(担当) 主任主査 森谷 章弘 (もりたに あきひろ)

電 話 082-513-4020 (ダイヤルイン)

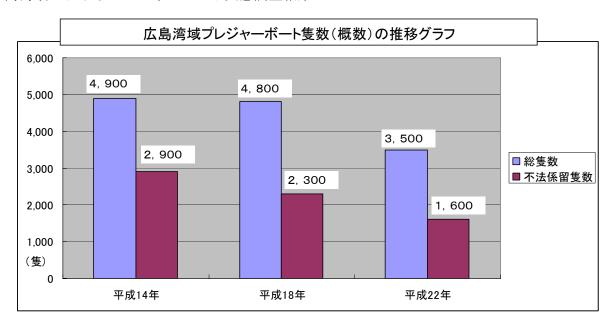
広島県農林水産局農水産振興部水産課(広島市中区基町 10-52)

(担当) 主査 小野 直敏 (おの なおとし)

電 話 082-513-3623 (ダイヤルイン)

参考資料

広島湾域におけるプレジャーボート実態調査結果



別添の資料は、国土交通省太田川河川事務所や広島県が指定する係留禁止 区域等について周知するために平成23年2月28日新聞折込を予定してい る資料です。

折込新聞:中国新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞

折込範囲:広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡(府中市、海田町、坂町)

が金が 都美 ひろしまを 61



今でも 橋や堤防を壊し 水の流出などで 油の流出などで

事では ありません



なぜ河川や海に係留してはいけないのか?

係留船の中には、護岸に杭を打ち込んだり、桟橋を設置して係留されている もの、また橋梁や河岸緑地の樹木につないだものがありますが、これらの行為 は、護岸等の損傷につながります。

さらに、洪水や高潮の時にプレジャーボートが流出した場合、橋梁にせき止め られて水位上昇を招いたり、護岸や橋梁等の損傷、沈没による油流出など、大 きな二次的災害を発生させる原因となります。

無断で船舶を長期間係留する行為(不法係留)や、係留するために桟橋、梯子等 を設置することは、河川法、港湾法、漁港漁場整備法に違反する行為となります。

不法係留への取り組み

国土交通省太田川河川事務所や広島県では、平成10年よりプレジャーボー トの係留禁止区域を段階的に指定し、適切な係留のための規制を強化した結 果、平成22年には国土交通省が指定した係留禁止区域ではプレジャーボートの 移動が完了しました。また、広島県においては、平成23年2月に新たな係留禁止 区域を指定して不法係留船対策に取り組んでいます。



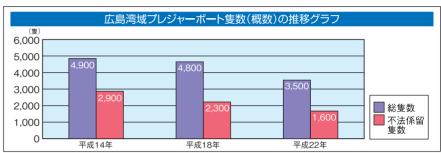




多数の船舶がまだ不法係留されています

広島湾域における不法係留船の数は、平成14 年は約2,900隻ありましたが、適切な係留が行われ たことなどにより、平成22年には約1.600隻に減少 しています。しかし、いまだ多数の船舶が河川や入 江などに不法係留されていることには変わりありま せん。





係留禁止区域では

係留禁止区域に不法係留(放置)されているプレジャーボート所有者は、 直ちに公共マリーナや民間マリーナ等の適正な保管施設に係留して下 さい。

適正な保管施設に係留されず、係留禁止区域に不法係留(放置)を続 けるプレジャーボートについては、公共の水面管理者が行政代執行法な どの手続きを経て強制撤去を行います。この場合、強制撤去にかかっ た費用はプレジャーボート所有者に請求することになります。



※係留禁止区域:河川における「重点的撤去区域」と港湾・漁港における「放置等禁止区域」をいう。 ※係留保管施設が不足していることなどから漁船については対象外としますが、漁業協同組合を通じて適切に係留されるよう求めていきます。

公共の水面は、みんなが共有する財産です。 プレジャーボートは、所有者のみなさんが適正な場所に保管しましょう。

お問い合わせ先

国土交通省太田川河川事務所計画課 TEL.082-222-9246

〒730-0013 広島市中区八丁堀3-20

広島県土木局土木整備部道路河川管理課 広島県土木局空港港湾部港湾振興課 広島県農林水産局農水産振興部水産課 〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL.082-513-3923 TEL.082-513-4020 TEL.082-513-3623

プレジャーボート対策連絡協議会は、河川を含む広島湾域におけるプレジャーボートの係留や桟橋等の不法占用物件の是正を円滑にするため連絡協議を行い、河川や港湾などの本来の機能を維持 しつつ環境の整備を図ることにより、公共の安全と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする組織です。